
公立大学法人青森公立大学中期計画

中期計画の構成

前文	1
第1 中期計画の期間	2
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	2
1 教育に関する目標を達成するための措置	2
2 研究に関する目標を達成するための措置	5
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	6
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	8
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	8
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	8
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	8
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	9
5 広報活動の推進に関する目標を達成するための措置	9
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	9
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	9
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	10
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	10
4 法人の財務を一元的に管理するための措置	10
第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	10
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	10
2 評価結果の活用に関する目標を達成するための措置	11
3 情報提供に関する目標を達成するための措置	11
第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	11
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	11
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	11
3 人権啓発に関する目標を達成するための措置	11
4 法令遵守に関する目標を達成するための措置	11
第7 予算（人件費の見積を含む。） 収支計画及び資金計画	12
第8 短期借入金の限度額	12
1 短期借入金の限度額	12
2 想定される理由	12
第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	12
第10 剰余金の使途	12
第11 その他市の規則で定める業務運営に関する事項（青森市地方独立行政法人法施行細則第4条関係）	12
1 施設及び設備に関する計画	12
2 人事に関する計画	12
3 積立金の処分に関する計画	13

青森公立大学の目指すもの

公立大学法人 青森公立大学の「中期計画」策定にあたって

青森公立大学は、青森地域を中心とした学生と社会人に高等教育の機会を提供し、地域社会と地域企業に貢献することを目的に設置され、トップ・リーダーシップ主導の組織管理体制や Semester 制、シラバス、学生による授業評価、GPA 制度やそれに基づく退学勧告などの教学体制による独自性を持った革新的な「教育に責任をもつ」教育重視の大学として高い評価を得てきた。法人化後においても、経営経済学分野における北東北から道南地域での揺るぎない競争的地位を維持するよう努めていく。

開学時の制度設計の独自性・革新性は、偏差値信仰を拒否した独自の総合学力検査の導入、国際化社会に向けた英語重視の教育課程の編成などにより発揮されたが、同時に先進性の問題点も包含していた。これらの課題に対し、総合学力試験から科目試験への入試改革、教育課程の改編とカリキュラム改革、さらには 1 学部 1 学科から 3 学科への改編といった改善を大胆かつ慎重に確実に実行してきた。

本学では、各大学が生き残りをかけて熾烈を極めてきた大学間競争において、競争優位性を確保できるような教育研究水準を維持しながら、おおむね 2 分の 1 の地元高校出身者を含む学部生数 1,250 人以上を目途とし、志願者数にあっては、毎年 1,000 人程度の確保に努める。また、卒業生においては、これまでも近隣の大学と比して優位性をもった進路確定状況を保ってきており、今後の社会情勢の激変にあっても進路確定率 95%、就職率 85% の確保を目指していく。大学の質の維持向上のため、開学以来の先進的取り組みであるシラバス、GPA 制度、退学勧告制度等を維持しながら、常に先進性と革新性を追求していく。その効果は、7 年ごとに実施される外部評価を受けることにより検証される。

また、法人化を契機に大学改革をより先進的に進めることとし、研究内容を重視した研究費の競争配分、プロパー事務職員の独自採用はもとより、教育職員の任期制への完全移行や 6 ヶ月の試用期間の設定、業績評価の徹底など人事給与制度の改革や計画的な施設の維持修繕による効率的な経費投入、省エネ設備の逐次導入や競争入札をはじめとした合理的な契約事務の推進により支出抑制に努め、法人の経営改革を行っていく。

本学は今後も、地域や社会に必要とされる大学として生き残るため、目に見える形で地域貢献、地域力を高める高大連携や大学間連携に努めていく。

健全な経営状況を維持し、安定した教育サービスを提供していくことが今後も本学に求められている使命であり、そのための不断の努力を中期目標に基づき中期計画として示すものである。

第1 中期計画の期間

平成21年4月1日から平成27年3月31日までの6年間

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学生の育成に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

教育成果を上げるための方策

- ・学部としての教育目標を平成22年度内を目途に更新する。
- ・各学科が育成すべき人材像を平成22年度内に明確化する。

卒業後の進路などに関する方策

- ・進路選択のための情報収集を拡充し、キャリア教育を体系化する。
- ・インターンシップ制度を充実させる。
- ・資格試験の支援対策を充実させる。

教育の成果・効果の検証に関する方策

- ・学生による授業評価を教育の改善に活用するシステムを平成23年度から実施する。
- ・各種検定試験・資格試験の結果から、教育の成果・効果を明らかにする。
- ・卒業生や就職先からの意見や評価を教育の改善に活用するシステムを平成23年度から実施する。
- ・卒業生を対象とした研修会等の開催によるフォローアップ教育を充実させる。

【大学院課程】

教育成果を上げるための方策

- ・前期課程は、専門応用力と実践力を重視する教育体制を充実させる。
- ・後期課程は、自立的研究能力を修得する教育体制を充実させる。
- ・社会人のリカレント教育に対する支援を充実させる。

教育の成果・効果の検証に関する方策

- ・大学院生による授業評価システムの構築・活用を図る。
- ・各種検定試験・資格試験の結果から、教育の成果・効果を明らかにする。
- ・修了生や就職先からの意見や評価を教育の改善に活用するシステムを平成23年度から実施する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

教育プログラムの検証・再編

【学士課程】

教育理念等に応じた教育課程を編成するための方策

- ・入学時における本学の教育の基本方針を徹底させる。
- ・教育効果をより高めるよう平成23年度からの実施を目途に教育課程を再編成する。
- ・大学での学修の進め方を学ぶ導入教育や基礎学力が不足している学生に対するリメディアル教育を充実させる。

適切な成績評価等の実施に関する方策

- ・各学科におけるディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）を平成22年度内に定める。
- ・GPA制度による成績評価を徹底し、退学勧告制度を改善する。
- ・シラバス（講義計画・概要）における到達目標を明示し、それに基づく成績評価を行う。
- ・成績優秀者を表彰するとともに、成績不良者に対する個別指導を充実させる。
- ・資格試験の成績による単位認定制度を充実させる。

【大学院課程】

- ・区分制博士課程変更後のカリキュラムの改善を図る。
- ・ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与方針）を平成22年度内に明確化する。

教育方法の改善

【学士課程】

- ・高大連携のため、入学前並びに入学直後の指導を適切に行う。
- ・FD（教員の教育・研究の質の維持・向上を図るための取組み）を通じて、教育方法や実施体制の改善を行う。
- ・フィールドワーク等による実社会を教育現場とする体験的学習を拡充する。
- ・ICT（情報通信技術）を積極的に活用した学習指導方法を導入する。

【大学院課程】

- ・「大学院教育改革支援プログラム」による教育方法の効果を検証し、改善を図る。
- ・履修指導の改善を図る。

(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

教員の教育指導能力の向上

【学士課程】【大学院課程】

- ・FD活動の体制を構築し、教育指導能力の向上を図る。
- ・授業評価の方法やフィードバックシステムを整備する。

教育環境の整備

【学士課程】

- ・学内会議を通じて教職員の連携を強化し、互いの専門性を高める。
- ・教室の不足等による受講定員のある講義科目の改善を図る。
- ・教室内の設備を充実させる。
- ・教育課程における国際芸術センター（ACAC）の利活用拡大策を平成22年度内に策定する。
- ・国際交流ハウスの整備・活用を図る。
- ・学内のネットワーク及び情報教室、CALL等、情報システムを更新・整備する。
- ・教員の教育支援体制としてのTA（学生による授業補助者）制度を活用する。
- ・地域における教育現場を確保するとともに、留学先の拡充を図る。

【大学院課程】

- ・サテライトの有効活用を図るとともに、遠隔授業支援の方法を確立する。

学習環境の整備

【学士課程】

- ・レファレンス・サービスなど図書館機能を充実させる。
- ・情報教育のための設備環境を整備する。
- ・情報の収集及び情報発信の充実を図る。
- ・外国語学習支援システムを改善する。

【大学院課程】

- ・大学院生の研究成果の発表機会を拡充する。
- ・大学院生へPCの貸与を行う。
- ・大学院生研究室の利便性を改善する。

(4) 学生の受入に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

- ・アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を平成22年度内に明示し、それに対応した入試制度の多様化を推進する。
- ・青森県内からの入学者の増加を図る。
- ・大学間競争の激化に対応した入試期日、試験会場などの見直しを継続する。
- ・AO入試や推薦入試での合格者に対する入学前指導を充実させる。
- ・県外へも高校訪問（わらじ作戦・20校程度）を拡充し、入学希望者の増加を図る。
- ・出前講義、学校見学を充実させる。
- ・入試に関わる広報を充実させる。
- ・高大連携を活用し、特別講座を開催する。
- ・入試からキャリア支援までを一貫して指導する体制（キャリ・アド・オフィス）を早急に構築する。

【大学院課程】

- ・アドミッション・ポリシーを平成22年度内に明示する。
- ・学部教育との連携の円滑化を図る。

(5) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学生生活支援

【学士課程】

- ・授業料の減免を行うとともに、各種奨学金制度について情報提供し、制度の活用を支援する。
- ・課外活動の活性化を支援するための施設・設備を充実させる。
- ・後援会及び同窓会の基盤強化を図る。
- ・社会活動における学生と地域との交流を支援する。
- ・学修アドバイザー制度による学生生活全般の支援を充実させる。
- ・食堂・売店などの福利厚生施設を充実させる。
- ・学生の心身の健康増進のためにカウンセラーを活用する。
- ・ハラスメントを防止するための委員会の改善を図る。

- ・留学生に対する生活環境の向上のためチューター制度（学生による学修及び生活支援）など、物心両面での支援を図る。

【大学院課程】

- ・大学院生用奨学金制度の改善を図る。

キャリア支援

【学士課程】

- ・就職及び進学支援に関するキャリア戦略を構築する。
- ・就職専門員などによる既卒者も含めた就職先の新規開拓を進める。
- ・行政、地元の企業や関係機関、団体と連携した就職支援体制を充実させる。
- ・インターンシップによる就業体験、起業（アントレプレナーシップ）に対応した教育を充実させる。
- ・同窓会組織の充実を図り、卒業生との連携を強化し、就職支援ネットワークを構築する。

【大学院課程】

- ・大学院生へのキャリア支援を充実させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究内容に関する目標を達成するための措置

【研究の方向】

- ・基礎的及び応用的研究を推進する。
- ・地域課題、国際的課題の研究を推進する。
- ・授業内容を充実させる研究を推進する。
- ・教育方法等改善の研究を推進する。

(2) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

【評価システム】

- ・研究活動と研究成果の透明で公正な評価システムを構築する。
- ・高い研究成果を顕彰する。

【研究情報の公開】

- ・教員の研究成果をホームページ等により学内外へ公開する。
- ・毎年2回程度公開講座を開催するなど、研究成果を社会還元する。

(3) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

【研究環境】

- ・外部資金情報の提供及び手続支援システムを整備する。
- ・教員の大学管理運営業務関与の簡素化と担当授業時間の適切な管理を図る。
- ・学生の研究活動参加体制を改善する。
- ・地域研究センターの研究機能の充実及び共同研究並びに産学官金連携を推進する。
- ・連携研究等にかかわるポリシーを整備する。
- ・研究倫理、研究費使用等にかかわる基準を整備する。

【研修制度】

- ・教員サバティカル制度（長期研修制度）を改善する。

【研究費】

- ・基幹業務遂行の充実のため、基盤研究費制度を平成23年度実施を目途に導入する。
- ・実績主義とプロジェクト方式の研究費制度を平成23年度実施を目途に導入する。
- ・研究費を透明で公正な研究成果評価基準により配分する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域連携の強化に関する目標を達成するための措置

地域連携実施体制の整備

- ・地域貢献を重要な使命とする公立大学ならではの体制を構築するため、既設の地域研究センターを統括する地域連携センターを設置する。
- ・地域連携センターによる総合的な地域貢献体制を構築し、地域社会への教育機能の強化を図る。
- ・教職員が地域に貢献し易くするため、兼業・兼職制度を確立し、その適切な運用に努める。

研究成果の地域への還元

- ・研究成果を地域に還元するために、教員の研究に関する情報を集約し、利活用できる体制を構築する。
- ・公開講座、講演会、研究会をそれぞれ毎年2回程度実施する。
- ・地域における研究・調査に関わるニーズを把握し、学内の研究と結びつける仕組みを構築する。
- ・国際芸術センターの事業成果を地域に還元するため、芸術作品の展示（随時）、市民参加ワークショップ（年5回程度）、市民レクチュア（年5回程度）、児童・生徒の校外学習受入れ（年5回程度）などの教育プログラムを実施する。

教育面での貢献による地域連携の強化

- ・学部教育及び大学院教育と関連する各種資格・検定試験講座、語学教室等を一般向けにも開講し、地域住民の学習ニーズに応えていく教育貢献活動を毎年10回程度実施する。
- ・教職課程の設置により、教育界への人材供給を通じて地域への貢献を図る。

地域の大学間連携

- ・大学間の単位互換、教員・大学施設の相互利用、共同講義、共同研究等について検討し、地域コンソーシアムの活用を図る。

地域の高等学校との連携

- ・高校関係者との協議会等を設置し、高大連携の推進に関する情報交換を行う。
- ・高校訪問により、本学の入学者選抜に関する情報提供を行うとともに、本学に対する要望、ニーズに関する聞き取りを行う。
- ・各高校において進路指導に活用できるよう、学生の出身高校に対して、入学後の情報を提供する。
- ・地域の高校からの推薦入試制度を維持する。

- ・高校生を対象とした公開講座や本学授業への参加、本学教員による出前講義等をそれぞれ毎年3回程度開催し、高大連携の推進を図る。

- ・オープンキャンパスでの高校生及び高校への情報提供を充実させる。

地域の企業、NPO等との連携

- ・地域の企業、NPO等との連携を推進し、地域活性化に関する活動を支援する。

青森市との連携

- ・青森市が設立する公立大学法人であることから、青森市の行政施策との緊密な連携により、行政課題の解決に積極的に取り組み、地域貢献を実現する。

県内の市町村との連携

- ・連携テーマを明確にした上で、県内の市町村と連携協定を結び、大学の人材及び研究成果を活用し地域に貢献する。また、研究テーマを地域から発掘し、大学の研究を活性化する。

青森県との連携

- ・東北新幹線の新青森延伸に際しての観光分野での連携、地域情報発信分野での連携等を進める。

施設の開放

- ・地域住民への大学施設の開放を推進する。

(2) 情報提供に関する目標を達成するための措置

- ・ホームページ、広報誌等を通じた大学情報の発信を推進する。
- ・まちなカラボを活用し、広く市民に情報を発信する。
- ・教員の研究に関する情報を集約し、利活用できる体制を構築する。
- ・地域連携センターにおいて、情報発信の浸透状況の調査を行い、改善を図る。
- ・教育、研究、地域連携・貢献に資するよう、ICTインフラの整備に努める。

(3) 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ・学術交流や教員・学生交流、海外実習等のあり方を見直し、個々の学生のニーズや学部専門教育の教育目標に則して、プログラムの内容や運営方法を改善する。
- ・語学や専門領域に関する留学を求める学生のニーズに応えるため、交流範囲の拡大に努める。
- ・教育及び研究上の必要に応じて、留学先及び研修先を拡充する。
- ・留学生や外国人研究者の受入れのため、国際交流ハウスを活用し、支援体制を整備する。
- ・教育及び研究上の交流にとどまらず、文化、歴史、生活等、地域に根ざした国際交流を推進する。

(4) 人材供給に関する目標を達成するための措置

- ・地元出身者のみならず、地元以外の出身者も地域に就職できるよう、地域企業等との連携を図る。
- ・教職課程の設置により、教育界への人材供給を通じて地域への貢献を図る。

- ・大学院においては、高度知識基盤社会に必要な地域の人材の育成を通じて地域への貢献を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な組織体制の構築

- ・戦略的かつ機動的な大学運営を可能とする組織体制を構築する。
- ・各部長の責任と権限を明確にするとともに、個別案件に関する主担者を定め、その目標と成果を明らかにする仕組みを構築する。
- ・地域連携センターを設置し、地域貢献活動を統括する。
- ・所要コストと所要時間を得られた成果との関係で、客観的に評価するシステムを構築する。

(2) 学外の意見を反映させる仕組みの構築

- ・学外からの専門的知見のヒアリングを実施し、その概要と大学運営への反映状況を公表する。
- ・学外の関係者（卒業生、経済界、行政等）からの意見を聴取し、その概要と大学運営への反映状況を公表する。

(3) 内部監査機能の充実

- ・内部監査組織を設置し、法人の監事とともに、目標の達成状況を定期的に監査する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・時代の変化と社会の要請に対応できるカリキュラムを編成し、評価・見直しを行う。
- ・これに応じた教育、研究、地域貢献及び大学運営ができる教員職員の配置を機動的に実施する。
- ・地域貢献を統括する地域連携センターを設置し、3年ごとにその実績を評価し見直しを行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 多様で柔軟な人事制度の構築

- ・人事の公平性を担保するとともに、柔軟かつ迅速な人事を行うため、平成21年度内に理事会の下に人事委員会を設置する。
- ・雇用、人事、評価、継続・非継続等の人事ルールを平成22年度内に構築し、随時見直しを図る。

(2) 人事評価システムの整備

- ・ 公平な人事評価システムを平成22年度内に構築し、その概要を公表する。

(3) 人的資源の定員管理

- ・ 定員管理計画を平成22年度内に策定し、教育研究内容の見直し等に応じて随時見直しを図る。
- ・ 市からの事務職員の派遣について市と協議の上、平成21年度内に減員計画を策定し、計画的に事務職員のプロパー化を進める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・ 事務内容の検証により、外部委託等の可能な事務のアウトソーシングを進める。
- ・ 内部事務の見直しを進め、事務の効率化を図り、事務配分の機動的な見直しを進める。
- ・ 予算管理の効率化・適正化を図るため、セグメント会計方式の導入を検討する。

5 広報活動の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ 教育、研究、地域貢献に関する大学の現況について、インターネットやマスコミを活用してタイムリーな情報発信に努める。
- ・ 大学における人材情報、受入れ可能な受託研究、調査情報等をインターネットや大学案内資料を通じて情報発信する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 教育関連収入に関する目標を達成するための措置

- ・ 受験生確保のための高校訪問、オープンキャンパス、各種情報発信等を積極的に行う。
- ・ 学生納付金の収納方法の見直しや個別相談を行い、確実な収入確保に努める。
- ・ 社会情勢を考慮し、おおむね3年ごとに料金設定の適正性を検証する。

(2) 研究関連収入に関する目標を達成するための措置

- ・ 科学研究費補助金等の競争的資金の獲得増に向けて、教員の研究に関する情報をデータベース化し、競争的資金情報の収集、提供、申請の奨励に努め、年間5件程度の申請を目指す。
- ・ 地域連携センターを中心に収集した国、自治体、財団、民間等の外部研究費等に関する情報を学内で共有し、外部資金の獲得増に努める。

(3) その他外部資金の獲得に関する目標を達成するための措置

- ・ 外部資金獲得のための受け皿づくりを早急に進める。
- ・ 優れた教育プログラムを支援する競争的資金の獲得に努める。
- ・ 多様な情報網を活用し、寄附金等の積極的な獲得に努める。

- ・大学の施設、設備の貸出しによる収入増を図るため、施設使用料等の料金体系を細分化かつ柔軟化して利用しやすくし、随時改善に努める。
- ・知的財産の管理に関する利用、報償ルールを定め、個々の開発意識を喚起しながら、法人の収入増に努める。
- ・青森学術文化振興財団からの支援について、財団の設立の背景に鑑み、本学への財政支援の強化を求め、財源の確保に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・業務の集約化、簡素化を図り、経費の抑制に努める。
- ・業務の効率化のため、教学、図書、情報、地域連携等の各種システム間の連携を進める。
- ・情報システムの更新により、事務処理の効率化、迅速化を図る。
- ・法人化のメリットを活かし、入札の手続、契約年数、契約方法を積極的に見直すとともに、効率化が見込める業務については外部委託を推進する。
- ・財務状況の分析に基づき、柔軟な予算組替えと効率的な予算執行に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・戦略的かつ柔軟な予算編成、執行等を可能とする体制づくりに努める。
- ・余裕資金の安全かつ効果的な運用を図る。
- ・固定資産の管理を効率的に行うため、平成22年度から資産管理システムを導入する。
- ・知的財産の管理、活用システムを平成23年度内に導入する。
- ・平成22年度内に資産の中長期的管理方針を定める。

4 法人の財務を一元的に管理するための措置

- ・法人の財務を一元的に管理し、機動的な財務管理を行うため、平成21年度内に理事会の下に財務委員会を設置する。

第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・自己評価委員会を平成22年度内に設置し直し、自己点検、自己評価を行う。
- ・平成23年度内に自己点検・評価の評価項目及び基準を策定する。
- ・平成23年度からの教員個々の目標設定による自己評価制度の実施に向け、平成21年度内に自己評価の基準づくりを行う。
- ・卒業生等の利害関係者の評価を受け、大学運営に反映させるよう努める。
- ・継続的に第三者の認証評価機関による定期的な評価を受け、評価結果をホームページ等で速やかに公表する。

2 評価結果の活用に関する目標を達成するための措置

- ・理事会、経営審議会、教育研究審議会は、自己評価及び外部評価を受けて毎年改善策を策定するとともに公表し、法人経営、教育研究、地域貢献を推進する。
- ・中長期にわたる改善策については、次期中期計画に確実に反映させるよう努める。
- ・評価結果及び改善策について、教員職員及び事務職員がその情報を共有し、改善に向けた明確な意思を持たせてFD及びSD（職員の資質向上・能力開発のための取り組み）を実施する。

3 情報提供に関する目標を達成するための措置

- ・法人の経営及び財務状況、大学の教育、研究及び地域貢献等に対する自己評価、外部評価並びにその改善策について、ホームページ及び広報紙を通じて毎年公表する。
- ・個人情報の保護に努めるとともに、外部からの情報開示の請求には迅速に対応し、透明性の確保に努める。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・教育内容に応じた施設や設備の整備、改良を計画的に進める。
- ・サテライト施設の利活用について、今後の方向性を検討する。
- ・既存の施設や設備の維持修繕及び補修を適切に行い、機能の維持に努める。
- ・施設の利用需要に柔軟に対応できるよう、貸出し基準等を平成21年度内に定め、施設の有効活用及び地域貢献を図るとともに、自主財源の確保に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・防災関連機関との連携のもと、危機管理及び連絡体制を整備するとともに、防災訓練を毎年1回は実施する。
- ・学生の健康管理のため、毎年1回健康診断を行うほか、健康相談を実施する。
- ・職員の健康管理のため、毎年1回健康診断を行うほか、健康増進指導に努める。
- ・法令に基づく学内安全管理体制を保持し、所要の改善を行い安全衛生の確保に努める。
- ・学内の情報システムに係る管理保護体制を構築し、ソフトウェアの不正使用防止や情報セキュリティの向上に努める。

3 人権啓発に関する目標を達成するための措置

- ・各種ハラスメントによる人権侵害を抑制するため、防止体制及び相談体制を見直し、強化を図る。
- ・ハラスメントの事例の提示を含め、人権に関する啓蒙活動を実施する。

4 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ・平成21年度内に教職員倫理綱領を定めるとともに、法令遵守の意識を高揚する研修

を行う。

第7 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画
別紙のとおり

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は2億円とする。

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び学生生活の充実を図るために充てる。

第11 その他市の規則で定める業務運営に関する事項（青森市地方独立行政法人法
施行細則第4条関係）

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の大規模修繕に係る経費については、経年劣化による老朽度合いを勘案して大学が作成する修繕計画に基づき、所要額を措置するものとする。ただし、災害等により緊急に対応する必要が生じた場合においては、青森市と協議のうえ、必要な所要額を措置する。

2 人事に関する計画

- ・大学として、自立かつ効率的な経営が可能となる人事制度を構築し、教育研究業務、地域貢献業務及び大学運営業務の活性化が図られるよう努める。
- ・教員職員については、大学設置基準に定める定足数を確保しつつ、適正な能力を有する教員職員の確保及び人件費の適正な管理に努める。
- ・事務職員については、大学運営に関する専門的知識を有する職員の養成・確保を図るため、計画的な法人職員の採用に努める。

3 積立金の処分に関する計画
なし

【別紙】 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成21年度～平成26年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,373
授業料等収入	4,939
受託研究等収入及び寄附金	30
施設整備費補助金	0
補助金	161
その他収入	156
計	8,659
支出	
教育研究費	4,056
（うち人件費）	(3,182)
一般管理費	4,442
（うち人件費）	(1,562)
施設整備費	0
補助金	161
計	8,659

【人件費】

- （１）人件費については、教員の年次採用計画に基づく新規採用に係る人員増分を含めて所要額を措置する。
- （２）退職手当については、公立大学法人青森公立大学が定める規程に基づいて支給するが、当該事業年度の予算編成過程において措置する。

【運営費交付金の算定方法】

運営費交付金 = 人件費 + 修繕費 + 事業費 + 管理運営費 + 法人化に伴う新規経費 - 自己収入

- （１）運営費交付金算定の収入及び経費の内容は、次のとおり。

項 目	内 容
人件費	役員給与、職員給与、非常勤職員報酬 等
修繕費	建物設備維持管理経費 等
事業費	入学試験費、教育実習費、研究費 等
管理運営費	庁舎管理経費、光熱水費、事務局経費 等
法人化に伴う新規経費	常勤役員給与等の人件費、各審議会の事務費、財務会計システム運営費等の管理運営費
自己収入	授業料、入学検定料、入学金 等

- （２）事業費、管理運営費及び法人化に伴う新規経費（一部を除く）については、平成22年度から平成26年度までは、平成21年度基準額をベースに、それぞれ前年度マイナス1%の効率化係数が適用される。
- （３）物価変動やベースアップについては、見込んでいない。

【特別運営費交付金】

臨時的経費として当該事業年度に必要な経費については、所要額を個別に算定し、予算編成過程において措置する。

【施設整備費補助金】

大規模修繕費、高額設備（備品）費については、所要額を個別に算定し、予算編成過程において措置する。

2 収支計画（平成21年度～平成26年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	8,732
経常費用	8,652
業務費	8,413
教育研究経費	961
受託研究等経費	30
人件費	4,744
一般管理費	2,678
財務費用	8
雑損	0
減価償却費	231
臨時損失	80
収入の部	8,732
経常収益	8,652
運営費交付金収益	3,372
授業料等収益	4,894
受託研究等収益（寄附金を含む）	30
財務収益	0
雑益	156
資産見返負債戻入	39
資産見返運営費交付金等戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	37
補助金収益	161
臨時収益	80
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（平成21年度～平成26年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	8,659
業務活動による支出	8,298
投資活動による支出	161
財務活動による支出	200
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	8,659
業務活動による収入	8,659
運営費交付金収入	3,373
授業料等収入	4,939
受託研究等収入	30
その他収入	317
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期（中期目標期間からの）繰越金	0